

大正ロマンの生んだフェミニスト： 山田わか・嘉吉の協働と思想（その5）

斎藤 理香

はじめに

雑誌『青鞥』で「母性保護論争」（1918-1919）に加わり、後に新聞の「女性相談」で女流評論家として著名になった山田わか（1879-1957）は、戦前から社会事業に関わってきたことでも知られている。1930年代、日本が経済恐慌に見舞われ、特に母子心中が大きな社会問題となった頃、わかには「母性保護連盟（改称後）」（1934）の設立に関わり、その初代委員長を務めた。また「母を護るの会」（1935）を起こし、彼女を頼って来る貧しい母親たちとともに廃品回収を行い、その収益を「連盟」の活動資金としたほか、後に母子寮と保育園を開設する元手とした。これらの活動は、戦後「生活保護法」に取って代わった「母子保護法」（1937）の実現に資することとなった。しかし、1939年に始めた母子寮と保育園、戦後の婦人保護事業の運営は、養子の民郎や実妹の加藤ひさ、さらには孫の山田弥平治（以下、すべて敬称略）に委ねられ、わか自身が直接携わることはなかった。そのため、社会福祉や社会事業の専門家から、わかには社会事業の実践家というより、母性主義の啓蒙家であり運動家であったと目されている⁽¹⁾。

ここでは、わかを実践家であったかどうかについての評価ではなく、夫であり師でもあった山田嘉吉（1865-1934）の思想が、わかにどう伝達されたのかというテーマを敷衍する形で、わか之母性主義がわかの手から家族の手へと渡った社会事業実践にどう生かされたのか、それを孫の弥平治が手がけた戦後の社会事業の歩みの中で、彼の書いた自分史と、本人から直接聞き出した談話⁽²⁾を資料として考察する。

1. わかの母子中心主義と母子寮・保育園の活動

わかの社会事業の思想と実践については、本誌前号までに、わか为新婦人

協会（1919年設立）の運営には直接参加せず、個人誌『婦人と新社会』（1920年創刊）の中で母性保護思想に基づく独自の社会改革論を展開していったこと（斎藤2011）、また、わかが当時の日本の社会事業は形式的で、長い目でみた真の改革にはなっていないと批判し、自らは朝日新聞の「女性相談」で女性たちの悩みの実態に触れながら、自分なりの社会事業観を育み、真摯に回答するという形の「実践」を行っていったこと（斎藤2012）を報告した。これらは、わかが息子と孫に引き渡した社会事業実践における準備活動といえる。

わかが前述した「母性保護連盟」（以下、「連盟」。結成直後の名称は「母性扶助法制定促進婦人連盟」）に参加したのは、嘉吉が没して間もなくのことである。五味（1980）によれば、市川房枝（1893-1981）が、嘉吉を失って気落ちしたわかを励まそうと運動に引き入れることになったようだ。わかには委員長に推され、嘉吉の葬儀の香典返しに替えて「連盟」に500円を寄付することにした。この時のいきさつは、2年間「連盟」の職員を務めた五味百合子へのインタビュー記事の中で語られている（林他2007）。それによると、当時のわかには「女性相談」によってメンバーの中で一番名前が売れており、それで連盟の顔として委員長就任を請われることになったのだった。ただし、実務の一切をとりしきったのは、市川とともに1924年に「婦選獲得同盟」（以下、「同盟」）を立ち上げた山高（金子）しげり（1899-1977）である。「同盟」の前身は「新婦人協会」（1919）（以下、「協会」）で、わかには平塚らいてう（1886-1971）に理事として名を連ねるように頼まれたが、結局それを断ったといういきさつがある。この「協会」が後に婦人参政権要求を目指す婦人団体として改組され、「同盟」となった。

母性保護と婦人参政権は、女性が十分な生活権と社会進出とを実現する上で、どちらも婦人運動に必要不可欠な目標である。しかし、この二つの要素をめぐって、しばしば婦人運動家たちの間で感情面や戦略面における軋轢が生じている。例えばわかとらいてうの間では、母性の保護や女子労働の捉え方において、らいてうは社会改革を、わかには養育による人間改造を主張し（佐治1974）、両者が「協会」の設立に際して共闘する機会が失われてしまった。

また「協会」の中核であったらいうと房枝は、思想的にそれぞれ母性主義、女権主義に根ざしていたことから「協会」の方針をめぐって対立し(今井2006)、最終的に「協会」の方向性が変わり、組織の再編成を迫られた。それもそのはず、日本では、先行する欧米の婦人運動と違い、母性保護と婦人参政権の両方が同時に要求される展開になったからで、それは近代化を急いだこと、または近代化が一挙に押し寄せたことが最大の要因と言えよう。

さて、「連盟」の委員長となったわかには、その活動資金を調達するのと、彼女を頼ってくる女性たち——「女性相談」で全国的に有名になったわかには、新聞への投稿だけでなく、悩みを打ち明けに直接会いに、または家を飛び出してやって来る女性や子どもたちがいた——のために「母を護るの会」を作り、廃品回収を事業化する運動に尽力することになる。廃品回収は、特に技能や資格を持たない母親には、子どもを連れて働くこともでき、うってつけの仕事と思われた。わかには、人を真に救済するのは、一時的に施しを与えたりすることではなく、その人自身を物心両面で自立させることだという信念があった。それが「女性相談」に取り組むようになる前からの、わかの救貧についての思想であったことは、斎藤(2012:128)が述べたとおりである。

1935年夏に始まった母親たちの廃品回収は、わかの居住する東京・四谷区(現在の新宿区)や「連盟」、また新宿中村屋の創業者・相馬黒光(1877-1955)や戦後の女性国会議員第一号の一人・竹内茂代(1881-1975)などの協力もあって、順調に運んでいく。子連れで大八車を引っぱる母親たちが家庭を一軒一軒訪ねて回れば、母子の窮状があらゆる階層の人々の目に触れ、重大問題として認識されるきっかけになると、わかには考えた。廃品回収は始めてから5カ月ほどで正式に事業鑑札を受ける。わかには同業者の男たちから営業妨害はやめろとの苦情が舞い込み、町をリヤカーで練り歩く母子たちに対しても怒鳴りつけて脅すなどの嫌がらせがあったが、わかには男たちを冷静に説得して乗り切り、やがて母子寮と保育園の設立へと進んでいく⁽³⁾。

その後1937年に「母子保護法」が成立、廃品回収業もどうやら軌道に乗ったという頃、わかには朝日新聞「女性相談」の担当を外され、窮地に陥りそうになる⁽⁴⁾。当時はこの「相談」の執筆料が山田家の家計を支えていたのだ。

しかし、捨てる神あれば拾う神あり、主婦之友社・社長の石川武美(1987-1961)がわかを朝日と同じ待遇で迎え入れた。また同年、わかを婦人使節としてアメリカに派遣することを決め、わかには約30年ぶりに18歳の時から10年近くを過ごしたアメリカの地を踏むことになる。カリフォルニア州の都市を皮切りに、シアトル、ワシントンまで講演して回った時の様子は、『主婦之友』1937年12月号から5回にわたって連載された。また、旅先ではわかの実業に賛同した人々から援助金や贈呈品などが贈られ、それらも1939年に開設した「幡ヶ谷母子寮」と「幡ヶ谷保育園」の基金となった。

15室の母子寮と60人定員の保育園は、前述したように、わかの子供である山田民郎が施設運営、実妹の加藤ひさが入寮者の指導・教育にあたり、わかには直接タッチしていない。が、事業に対するわかの思いは、「幡ヶ谷母子寮、幡ヶ谷保育園施設概要」に次のように記されている。

……此处で生活することによって、母としての自尊心と、子供の父の分までも働き出そうとする意気を母たちに養わしめたい。そしてなるべく早き将来に於て子供達と共に一家を持つことのできる自主独立の精神を確立し得る道場と私はここを考えております。母子保護法の制定によって、母を護ろうとする国家の意向と相呼応して現下の難局を乗り切り得るような皇国の民にふさわしい第二国民養成のため此の事業に邁進いたし、幾分なりとも御奉公ができるならばと祈る次第でございます。(五味1978：177)

この抱負の前半からは、母子の自立を願い、労わる気持ち以上に、彼らが依頼心によらず独立独歩をめざすよう教育していこうというわかの意気込みが伝わってくる。後半の部分は、1930年代以降の時代状況に左右される母性保護事業の位置づけを物語っている。

1937年、母子保護法が制定されたのは盧溝橋事件の起きる少し前で、施設の開設は2年後の1939年、日中間で戦争状態が続き、まもなくヨーロッパでも戦争が勃発する頃だ。この時までには戦時における国家総動員体制が敷かれ、

「国民精神総動員中央連盟」には市川房枝、吉岡弥生（1871-1959）ら、婦人団体の代表も名を連ねた。また、1942年に、それまでの3つの婦人団体「愛国婦人会」「大日本連合婦人会」「大日本国防婦人会」が、政府主導で統合され、「大日本婦人会」が結成された。

このように女性が戦時体制に取り込まれていった過程を、上野千鶴子は「国民国家」⁽⁵⁾のジェンダー化と捉え（1998:24）、その取り込みの担い手となった代表的な戦前のフェミニストに市川房枝、平塚らいてう、高群逸枝（1894-1964）の3人を挙げている（1998:38）。また、先に述べた母性保護と女性参政権という、婦人運動における2つの要求は、国民国家におけるジェンダー化において、前者が「分離型」、後者が「参加型」の婦人運動、および結果としての女性の「国民化」をもたらしたと指摘する（上野1998:33）。母性主義が「分離型」となるのは、女性と男性を身体的・生理的特徴によって峻別し、それぞれに割り振られたジェンダー領域の範囲内で国家に貢献するよう求めるからで、女性参政権が「参加型」だというのは、女性が男性と同等に選挙権を得て、つまりジェンダーによる区分のない政治の世界に女性が自由に参加するのを理想とするからである。上野が、らいてうは「分離型」、房枝が「参加型」の婦人運動家だということも当を得ている。

わか母性主義、特に母子中心主義とみなされる思想も、らいてうと同様に、典型的な「分離型」婦人運動と位置づけられよう。そして、「参加型」の房枝のように政府や軍部の息のかかった組織で指導的役割を果たすことはなかった。それゆえ、戦後、公職追放の憂き目に遭うこともなかったと言える。とは言え、評論を通じて国民化の流れの中に積極的に身を投じるようになったことは間違いない。この「国民化」のための「分離型」「参加型」婦人運動は、両方とも戦後のある時期までは引き継がれていく。が、フェミニズム第2波以降、ちょうど「反省的女性史」（上野1998）が出てくる1980年代以降になると、「分離型」は影をひそめ、政治・社会・経済面で「参加型」の婦人運動が主流となっていく。そういう中で、わか、というより嘉吉亡き後、わか家族が取り組んだ社会事業実践は、わか母性主義、また子供中心主義の思想をどのように体現してきたのだろうか。

2. 「婦人保護事業」の意味

1945年5月、わかが戦前に開設した幡ヶ谷母子寮および保育園は、東京大空襲ですっかり焼失してしまった。しかし戦後まもない1947年には「幡ヶ谷女子学園」として復活する。わかの子孫の弥平治の回想によると、山田家では、母子寮をそのまま再建するつもりだった。しかし、東京都民生局からの依頼により、特殊婦人収容施設、すなわち売春女性の保護と更生を目的とする施設として生まれ変わることになる。運営は引き続き、息子の民郎にまかされた。五味（1978：178）によると、戦後のわかには主婦の友社の相談室に週1回通い、また家庭裁判所調停委員を務めるほかはあまり外出もせず、自宅で原稿を書いたり読書にふけったりしていることが多かったという。

母子保護から婦人保護へ——山田家で取り組んだ事業は、その時どきの日本の世相をそっくりそのまま映し出している。戦前、「母子寮」を始めたのは、当時母子心中が頻発していたからだった。戦後、「幡ヶ谷女子学園」への切り替わりには、次のような背景がある。1946年、GHQによって公娼制は廃止されたが、特殊飲食店街（いわゆる赤線地区）では相も変わらず売買春が公認されていた。これ以外にも、違法に売春業を営む飲食店や飲食店街（通称・青線地区）があり、そこで働く私娼や占領軍の兵士専門の街娼（通称・パンパン）などが、警察に検挙され解放されては、またすぐ検挙され解放されるという、警察とのいたちごっこを続ける状況にあり、行政はその改善をせまられていた。

弥平治の自分史『私の道』には、戦後すぐの婦人保護事業が次のように記されている。

「狩り込み」によって検挙された女性たちがトラックに乗せられてきた処が幡ヶ谷女子学園である。華やかな衣装、ターバンを頭に巻き付け、真っ赤な唇、窓辺に腰掛け足を組み、タバコを吹かす女性たち。この一群とは別に住む処を失ない、生きるが為に必死の思いで街に立ち、狩り込みで拘束された女性たちは、着の身着のまま浮浪者のような姿だった。警察からの受け渡しを済んだ学園内はこれらの人々によ

って騒然としていた。(山田2003 : 24)

収容されても、翌日には逃亡してしまう者が後を絶たない。そんな中で、ある日、当時大学生だった弥平治は「ベテラン」の女性「お時」に花札の勝負を挑まれる。負けたら何でも言うことを聞くと請け合った彼女に、勝った弥平治はこう諭す。「おい、お時さん、足を洗え。堅気になるんだよ」(山田2003 : 25)。意外な言葉に一瞬きよとんとなったお時は、しばらくの間はおとなしく更生の道を歩み始めたかに見えたが、忘れた頃にまたすつと姿をくらましてしまう。

次のような入所者の記録も、戦争直後の悲惨な状況を伝えている。

A女：裕福な医者で育つ。戦災で両親焼死。兄は戦死、家も失い、路頭に迷う。やむなく街娼となり、梅毒に感染、吉原病院経由にて入寮。寮内で自殺未遂。

B女：両親病死、兄姉結核死、妹お産死、と次々と家族8人全員死亡。一人取り残されたB女、世をはかなみ自殺を計ったが死にきれず、警察に発見され保護される。

(山田2003 : 25)

お時のような「ベテラン」もいれば、違うルートで送られてくる年若い少女もいる。いずれも家族と死に別れたりして行き場を失った女性たちだが、年齢も経歴も異なる女性たちを一カ所で預かり、自立を手助けするのは、相当地に骨の折れる仕事であったろう。

その後、再び社会情勢が変わり、福祉のニーズにも変化が訪れる。大きな転機は、1957年に「売春防止法」が施行されたことであった。法律の目的を記した第一章・総則の第一条は次のとおりである。

この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為

等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

このような条文に則つて、婦人相談員制度、婦人相談所、婦人保護施設が設けられることにより、婦人保護事業とは売春防止のための施策であるという基本的な合意が確立する。その後、法律の対象者は一般の女性まで拡大され、女性に関する諸問題、たとえばDV（家庭内暴力）を解決するための保護施策にも「売春防止法」が使われるという状況が長く続いた⁶⁾。婦人保護事業に関わる人たちの間では、この法律の適用が広範にわたり、婦人（女性）問題の実態にそぐわなくなっていることが自覚され、問題視されているが、一般にはどれほど知られているだろうか。

また、売春防止法とともによく使われるのが、「転落未然防止」という文言で、当然のことながら、女子（女性）だけを対象に使用される専門的な用語だ。かりに売春防止法の適用範囲が無制限に広がっていくと、女子はだれでも売春などの行為で転落しないように指導すべし、というふうなばかげた解釈すらまかり通ってしまいかねない。

さて、幡ヶ谷女子学園の創始者であったわかは、「売春防止法」施行と同じ1957年に、心筋梗塞で急死してしまう。この年、孫の弥平治は、大学卒業後に入社した流通関連の会社を辞め、指導員として学園に勤めるようになる。その翌年、学園の理事長で息子の民郎が亡くなった後は、弥平治が常務理事に就任、実質的に学園の運営を父親から引き継ぐことになる。

「売春防止法」制定後、弥平治は行政からの要請を受けて、1962年、未婚の母に特化した婦人保護事業に転換を図る。妊娠7、8カ月の妊婦たちを受け入れ、臨月を迎えた妊婦を産院に送り、出産後、母を施設で自立のために訓練し、子は乳児院に送る。ゆくゆくは母子が一緒になることを目指すのだが、実際は、退院と同時に母親は逃亡、子どもは乳児院から養護施設に行き着くのがお決まりのコースだった。

弥平治は、当時の心境を自分史でこう語っている。

大勢の産婦が一堂に集まって生活すること自体、異常な状態なのだが、そのものたちの心理もまた、複雑だった。誰の子か解らず身篋ってしまった女性たちの心境は計り知れないものがあるに違いない。

祖母が生きていたらこの問題、どう対応するのだろうか、なんて考えている暇もないほど、連日の異常事態の対応に追われる日々であった。

(山田2003：26)

未婚の母親たちの保護事業にあたる弥平治には、生前、母性保護を訴え続けたわかのことが度々思い起こされたに違いない。わかには、施設運営という実際の経験はなかったが、「女性相談」で6年の長きにわたり、望まない妊娠をした女性、出産した子どもを育てるのに困難をきたしている女性など、あらゆる母親たちの悩みに真摯に耳を傾けてきた。

弥平治が未婚の母の保護事業をへて、再び行政の働きかけによって取り組むことになったのは、若年女子と言われる15歳前後の女子を対象にした保護・更正の仕事だった。この事業では、18歳までの子どもを指導する児童相談所と連携する必要があり、その経験が最終的に児童施設運営に移行するきっかけを彼に与えることにもなった。

年齢によって区分される保護事業の対象として、15歳前後というのは、ちょうど児童と婦人（成人）の間に位置する微妙な時期にあたる。15-18歳未満は法的には「児童」とされる年齢だが、中学卒業後、15歳で一旦社会に出た者が18歳までに再び保護を求めてきた場合、その少女を元の施設の児童と一緒にすることには、施設側が難色を示すことが多い。おそらく外で喫煙や性交渉などを経験してきたであろう、その影響が及ぶのを恐れたのである。そこで、特に15-18歳のための個別の保護事業が必要とされた。さらに言えば、15-18歳は、児童から成人に区分される端境期で、法的にも間もなく「売春防止法に基づいて転落を未然に防止」する対象となる。1965年頃のことであったが、実際に若い婦女子の保護事業にあたった弥平治も、婦人保護施設で「売春防止法に基づく転落未然防止」が謳われることには、かなりの違和感を持っていたという。

3. 児童施設——わかを継ぐもの

同じ若い女性を対象にした施設でも、婦人保護事業の枠で行う場合は、上記の「売春防止法」や「転落未然防止」を常に意識させられることになる。そこで弥平治は、1974年、若年女子と同じ年齢層である高（年）令児（15-18歳）、つまり高校生を対象とした児童福祉施設「養護施設・若草寮」に事業転換することを決意する。それまでは、児童が中学を卒業すれば、養護施設も退出することになっていた。しかし1970年代、一般の高校進学率が90%を超えるのに、養護施設では50%にも満たない状況が憂慮された結果、高校に通いながら生活できる高（年）令児対象の養護施設が求められ始めた。また、当時の美濃部亮吉・東京都知事が養護施設の児童に奨学金を給付すると決めたことも、事業を後押しした。

若草寮は建物の整備が済み、1975年から本格的に高校生の受け入れを開始した。高校生対象の養護施設という新しさに加え、さらに当時はまだ珍しかった男女共学・共棲も取り入れた。これは、日本基督教婦人矯風会で寮長をしたこともある職員Hさんの提案だったが、弥平治は思春期の男女と一緒に住まわせることに、最初は及び腰だったという。しかし心配は杞憂に終わり、深刻な問題が生じることはなく、思いのほかうまくいった。それは、異性交遊について要らぬ心配をするよりも、高校生の若いエネルギーをいい方向に発散させるため、文化活動のほうに力を入れたからだろう。施設では、集団でしかできない吹奏楽や合唱、反対に一人でもできる美術などのクラブを作り、支援した。

弥平治が特に心を砕いたのは、子どもたちに「ごく普通の生活をさせること」だったという。施設の職員であれば「世の中の常識的な基準で、いいことは褒める、悪いことは叱る」という態度で子どもに接するように求め、また施設の外の人間には、寄付や援助をするのに「福祉」を理由にしないよう働きかけた。「福祉」というと、施しをしたり憐れんだりすることだという一般的な思い込みがある。それを普段の応対を通じて変えていくのは簡単ではない。

「普通」を目指す施設運営について、弥平治は様々なアイデアを持ってい

た。その一つは、「大舎制」「小舎制」に関することだ。これは簡単に言うと、児童と担当職員を一カ所に集めて大勢で生活をさせるやり方と、少数のグループに分けるやり方のことだが、前者を大教室の一斉授業に例えるなら、後者は小人数のゼミ、と言えいいだろうか。児童福祉の世界では、「大舎制」から「小舎制」へと発展してきた。ごく一般的な「小舎制」は、例えば建物を階数ごとに分け、住む場所を割り振り、グループごとに食事、その他の行動もさせるが、食事の献立は全グループ共通で、同じ場所で作った同じものをグループにそれぞれ配膳する。また、グループを担当する職員が擬似夫婦を演じたりすることもある。弥平治は、こういう擬似家族では不十分で、グループでも、家族のようにするからには、それぞれが別々の家屋を持ち、本当の夫婦が児童と生活を共にするべきだ、という。そして、世の中で常識とされていることを「家族」内で子どもたちに教え、施設の子もだから見逃してもいい、というような例外を一切作らず、子どもにも特別扱いされていると感じさせないことが肝心だ、という。

俳優の柴俊夫とは、若草寮で演劇の指導をしてもらったことをきっかけに、若草寮が25周年を迎えた1999年時点で、20年近くの交流を結んでいる。そこまで付き合いが続いたのは、柴が初めて寮を訪れ、寄付を申し出た時、弥平治が彼に感謝しつつ「お金をくださる人はたくさんいます。でも我々がほしいのは、心なんです」と言ったからだろう。その意を汲んだ柴は、その後も寮に足を運び、ボール投げなどで子どもたちと親交を深めていったという。武蔵野美術大学から美術クラブの指導にきていた大学生も、卒業後に自分の美術指導を後輩に引き継いだ。その結果、15代にわたって美大生が若草寮に通ってきた。こういうことは誰にでも普通にできることではなさそうだが、弥平治の考える「普通」の態度とは、このような「福祉」を超えた心と心の交流をさすのだろう。

まとめ

戦前、朝日新聞「女性相談」の人気相談員だった山田わかばは、社会事業活動に乗り出し、母子寮と保育園を家族の助けを借りて実現させた。彼女の「分

離型」婦人運動は、母子の自立支援という形で行われた。戦後すぐの婦人保護事業は、公娼制が廃止されても売春はなくならない実態を浮かびあがらせた。若い頃人買いに騙されるという苦渋を味わったわか目の、その哀しい現実はどう映っただろうか。施設の運営は、戦後は特に孫の弥平治に委ねられたが、わかの子供救済への熱い思いは折につけ彼の胸に蘇ってきたことだろう。

「もし、わかが生きていたら、どうしただろうと思うんです」。インタビューした孫の弥平治は、事業を換える決心について語る時、そうつぶやいた。行き場のない女性たち、未婚の母、若年女子、そして高令児（男女）へと、保護事業の対象は移り変わっていったが、最終的に「売春防止法」を基礎におく婦人保護から、児童福祉へと事業転換がなされたことで、わかの子ども中心主義が弥平治の手で実践されることになった。弥平治が、施設の子どもが「普通」でいられるように周囲を説得することに努めたのと、わか1938年の「母子保護法」に「私生児」も含めることを認めさせた（五味1993）ことは、子ども第一という点で共通の根を持っている。また、弥平治が「小舎制」で本物に限りなく近い家族環境を子どもに与えたいと考えたのも、わか1938年の「母子保護法」に「私生児」も含めることを認めさせた（五味1993）ことは、子ども第一という点で共通の根を持っている。また、弥平治が「小舎制」で本物に限りなく近い家族環境を子どもに与えたいと考えたのも、わか1938年の「母子保護法」に「私生児」も含めることを認めさせた（五味1993）ことは、子ども第一という点で共通の根を持っている。

このように、わかと弥平治は、それぞれがそれぞれの時代の要請した保護・更正事業に関わってきたが、弥平治が社会事業家として彼独自の理想——「普通主義」と名づけてもいい——を作り出し、実践に結びつけたことは、祖母の精神を引き継ぐだけに留まらない大きな功績だったと言える。

注

- (1) たとえば、五味（1978：167）は、わかについて「書齋派的評論家としての印象をぬぐうことはできにくい」と述べており、『山田わか著作集』を編んだ林（2007）は、わか1938年の社会事業観は精神論にとどまっていたと言い、今井（2006：168）も、「わかにとって社会事業とは母性主義の集大成だった」とその活動に限界があったことを指摘している。
- (2) 筆者によるインタビューは、2014年7月4日に弥平治の自宅にて行われた。
- (3) 廃品回収業のあらまはしは、主に五味（1978、1980）、山崎（1978：225-227）を参照した。

- (4) 打ち切りの原因として、わかには男性との醜聞がある、そんな人物に女性相談を担当をさせるのはいかなものかという女性からの投書があった、と記すコラムがある（朝日新聞1937年10月10日「有名女を語る」）。しかしこのコラム記事は、全体的に興味本位に噂話を伝えるような書き方で、信憑性には欠ける。
- (5) 人々は国家の一員（＝国民）であるという認識を持つことで「国民化」する、という考えを軸に1980年代から盛んに用いられるようになった用語。「国民国家」はAnderson（1985）などが用いたnation-stateの訳語として用いられている。女性史家が、この「国民国家」において「国民化」された女性は歴史の受動者・被害者ではなく、主体的な役割を果たしたのだと捉え、その結果、戦争責任を追及するようになったのを、上野（1998）は女性史のパラダイム変換だと述べている。
- (6) 現在は、2001年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）がある。

参考文献

- 今井小の実（2005）『社会福祉思想としての母性保護論争：“差異”をめぐる運動史』ドメス出版
- 上野千鶴子（1998）『ナショナリズムとジェンダー』青土社
- 五味百合子編著（1973）『社会事業に生きた女性たち—その生涯としごと』ドメス出版
- 五味百合子（1980）「山田わか—人と歩み」『社会事業史研究』8 pp. 69-84 社会事業史学会
- 五味百合子 監修（1993）『婦人と新社会』復刻版 第1-7巻 クレス出版
- 斎藤理香（2010）「大正ロマンの生んだフェミニスト：山田わか・嘉吉の協働と思想（その1）」『ことば』31 pp. 113-126 現代日本語研究会
- 斎藤理香（2011）「大正ロマンの生んだフェミニスト：山田わか・嘉吉の協働と思想（その2）」『ことば』32 pp. 113-126 現代日本語研究会
- 斎藤理香（2012）「大正ロマンの生んだフェミニスト：山田わか・嘉吉の協働と思想（その3）」『ことば』33 pp. 121-139 現代日本語研究会
- 佐治恵美子（1975）「山田わかと母性主義」『お茶の水史学』18 pp. 15-30 お茶の水女子大学

林千代 (2007) 「解題」『山田わか著作集』学術出版会

林千代・右田紀久恵・今井小の実 (2007) 「インタビュー 大先輩からの助言 (第五回) 五味百合子先生」『社会事業史研究』34 pp. 71- 102 社会事業史学会

山崎朋子 (1978) 『あめゆきさんの歌：山田わかの数奇なる生涯』文藝春秋

山田弥平治 (2003) 『わたしの道』私家版

Anderson, Benedict. (1985) *Imagined Community: Reflections on Origins and Spread of Nationalism*. New York: Verso.

(さいとう りか・ウェスタン-ミシガン大学)